

学校法人 東福岡学園「いじめ防止対策基本方針」

学校法人 東福岡学園
東福岡高等学校
東福岡自彊館中学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

2. 本学園におけるいじめ防止等のための目標

学校法人 東福岡学園は、「いじめ防止対策推進法」に準拠して、「いじめには毅然と対処し、いじめは絶対に許さないという姿勢を貫く」という考えの下、学園を挙げて、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見及び対処）のために必要な措置を総合的かつ効果的に推進するために、この方針を定める。

3. いじめの未然防止

- (1) いじめは、全ての生徒に起こりうるものであり、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、生徒には互いの個性や価値観の違いを認め、自分の大切さとともに相手の大切さを認めることができる豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が一体となって継続的に取り組みを行う。
- (2) 担任および部活動顧問がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学級及び部活動全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。
- (3) スクールカウンセラーの配置など教育相談体制を整備する。
- (4) 教職員がいじめへの対応に係る資質能力向上を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を計画的に実施する。研修テーマとして、次のものを取り扱う。
 - ① いじめに向かわせない態度・能力の育成
 - ② ストレスに適切に対処できる力の育成
 - ③ 自己肯定感や自己信頼感の育成
 - ④ 個別の配慮が必要な生徒に関する情報共有

4. いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

生徒の表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要がある。また、いじめはインターネットなどを媒介として行われたりすることもあるなど、教職員の気づきにくい場所や時間に行われる可能性があることを認識する必要がある。したがって、教職員は生徒が示す些細な変化やサインを見逃さないように、日頃から生徒の見守りや生徒との信頼関係の構築に努める。

(2) 早期発見のための措置

- ① 教職員に対する人権に関する研修等による資質の向上
- ② 全ての生徒の人権意識を高めるための人権学習・道徳教育の実施
- ③ 情報科の授業における情報モラル教育の実施
- ④ 各学期のいじめアンケートの実施
- ⑤ 学級活動や授業、部活動での教員による生徒観察と気づき
- ⑥ 担任および部活動顧問による定期的な個人面談
- ⑦ 担任による保護者会・三者面談における家庭での状況調査
- ⑧ 担任会等の諸会議での生徒情報の共有
- ⑨ 欠席日数が10日を超える生徒の状況についての高校校長・中学校長への報告
- ⑩ スクールカウンセラーとの情報共有
- ⑪ 関係機関との連携
- ⑫ 保護者、地域への働きかけ

(3) いじめを把握した際の対応

- ① 被害者の心情理解と傷ついた心のケア
- ② 被害者のニーズの確認
- ③ いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④ いじめの解消

5. いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ① いじめの発見・通報を受けた場合やいじめの認知は、特定の教職員だけで行うのではなく、「いじめ防止対策委員会」で行い、高校校長・中学校長が判断する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を丁寧に行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ② いじめと思われる事象が発生した場合、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。いじめとして対応すべき事案と判断した場合は、本学園の適切な部署と共に速やかに対応する。

- ③ いじめを受けた生徒（以下「いじめ被害生徒」）やいじめを知らせてきた生徒に対して事情を確認した上で適切に指導し、守り通す。いじめたとされる生徒（以下「いじめ加害生徒」）に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、外部専門機関と連携して対応に当たり、「いじめ防止対策基本方針」に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ④ インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質があることや、ネット上で拡散してしまった情報に対する対応が困難である等、深刻な影響を及ぼすことになる。そのため、特に迅速かつ適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 本学園教職員がいじめと思われる事象を発見した場合又は外部から通報を受けた場合、ネット上のいじめを発見した場合は速やかに高校校長・中学校長に報告し、担任会と生徒指導部が連携して調査にあたり、その結果を「いじめ防止対策委員会」に報告する。「いじめ防止対策委員会」は、いじめ被害生徒とその保護者への支援、いじめ加害生徒への指導を行うとともに、保護者に対する助言及びいじめが起きた集団への働きかけを検討・決定する。また、「いじめ防止対策委員会」は具体的な対処について本学園の適切な他の部署に指示し、その結果について報告を受ける。
- ② いじめ加害生徒に対して適切な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合、又は、いじめを犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、いじめ被害生徒を徹底して守るという観点から、所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合は、校長および生徒指導部長に報告し、今後の対応についての指示を受ける。部活動、当該生徒の所属する担任会及び生徒指導部が連携して、調査にあたる。
- ④ 部活動指導員や非常勤講師等がいじめを発見・通報を受けた場合は、速やかに本校教職員に報告をする。そのためにも、各年度の教育活動を開始する前に本対応について周知する。

(3) いじめ被害生徒及びその保護者への支援

- ① いじめ被害生徒から事実確認を行う。その際、生徒の心情に共感的な態度で傾聴する。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分留意して以後の対応を行う。家庭訪問等により、保護者に迅速に事実関係を伝える。なお、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、必要に応じて、適切にいじめ被害生徒及びその保護者に提供する。
- ② いじめ被害生徒や保護者に対し、「徹底して生徒を守る」ことや「秘密を守ること」を伝え、できる限り不安を払拭するとともに、状況に応じて、複数の教職員で協力して当該生徒の見守りを行うなど、いじめ被害生徒の安全を確保する。

- ③ いじめ被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめ被害生徒に寄り添った支援体制をつくる。また、いじめ被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように配慮する。必要に応じて、被害生徒の心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等をはじめとする症状への適切なケア（心理や福祉医療等の外部専門家の協力を含む）を行う。そして、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、適宜必要な支援を行う。
- (4) いじめ加害生徒への指導及びその保護者への助言
- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉医療等の外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を聴取した後、迅速にいじめ加害生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめ加害生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめ加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分に留意して以後の対応を行う。いじめは絶対に許さないという強い意識を持って、毅然とした対応を取るとともに、いじめ加害生徒に心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮が必要な場合は、特別な指導計画を立案し、適切な指導を行う。
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。周りで見ている、はやし立てるなどの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体でいじめ問題に関する話し合いの場を設定する等、いじめは絶対に許されない行為であることの認識を深めさせる活動等を行う。すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- (6) ネット上のいじめへの対応
- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するための措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて、法務局又は地方法務局に協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② ネット上の問題の早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、ネット上の人権侵害情報に関する相談窓口など、関係機関の取り組みについても周知する。情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

(7) いじめの解消

いじめは、謝罪だけで安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合である。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して、「いじめ防止対策委員会」にて高校校長・中学校長が判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していることとする。ただし、いじめの被害の重要性等からさらに長期の期間が必要とされる場合には、この目安にかかわらず、高校校長・中学校長の判断により、更に長期の期間を設定するものとする。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめ被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめ被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1, 2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

（「いじめ防止対策推進法 第二十八条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋）

(2) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の報告

「いじめ防止対策委員会」が重大事態と認めた場合は、速やかに福岡県私学振興課を通じて福岡県知事に報告する。重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策推進法第二十八条に基づき、事実関係を明確にするために、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査する。

② 調査を行うための組織について

重大事態であると判断した場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に適切な他の部署に指示し調査を行う。当該重大事態の性質に応じて第三者委員会を設置して調査に当たる。第三者委員会の委員の選考は理事長が行う。

③ 調査結果の提供及び報告

いじめ被害生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、どのように対応したか）、調査の経緯（調査方法、方針、経過を含む）について、いじめ被害生徒や保護者に対して説明する。この情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適宜適切な方法で、経過報告を行う。また、調査結果については、同様の事態の防止策も含めて、福岡県私学振興課を通じて福岡県知事に報告する。

7. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称・・・いじめ防止対策委員会

本学園に「いじめ防止対策委員会」を設置する。「いじめ防止対策委員会」は校務運営委員により構成し、以下の役職者が当たる。

理事長、高校校長、中学校長、総括教頭、高校教頭、中学教頭、総務部長、進路指導部長、生徒指導部長、募集広報部長、コース責任者、法人事務局長、事務長

※ 基本方針にある「他の部署」とは担任会、進路指導部、生徒指導部、人権・同和教育委員会、特別支援教育委員会（特別支援教育コーディネーター・養護教諭を含む）、教育相談室（スクールカウンセラーを含む）等を指す。

(2) いじめ防止対策推進法 第二十二条に係る組織の役割と機能

「いじめ防止対策委員会」は本学園の他の部署と協力して、いじめの未然防止・早期発見・対応及び措置・重大事態の発生認識及びその対応に当たる。「いじめ防止対策委員会」の役割・機能については、次の通りである。

① 基本方針に基づく取り組みの実施や検証・修正の中核としての機能をもつ。

② いじめの相談・通報の窓口となる。

③ いじめの疑いに関する情報を共有し、指導や支援の体制・対応方針を決定する。

- ④ いじめの疑いに関する情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。また、問題等に関する指導記録を保存し、適切に情報提供できる体制をとる。

(3) いじめ防止対策推進法 第二十八条「重大事態」に係る調査のための組織の役割と機能

- ① 調査を行う組織は、「いじめ防止対策委員会」の構成員を中心とし、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査方法を示す。当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて組織する。
- ② 調査においては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。なお、その際、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応に主眼を置くのではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

8. 学校評価

いじめ防止対策基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。評価については、生徒・保護者からの評価は以下のとおりとする。また、学園評議員による聞き取りを行い、A～Dの評価をする。そして、評価結果を踏まえ、学校の取り組み状況の改善を図る。

(1) 生徒からの評価

学校生活の中で、教職員との関係が良好な状態にあり、生徒の様々な変化などをしっかりと観察し適切な声かけを行っているかなどについて調査する。(いじめアンケート・個人面談)

(2) 保護者からの評価

気軽に相談できるような教職員との信頼関係が築かれているかといった内容について調査する。(保護者アンケート・三者面談)

(3) 達成目標 (アンケート項目)

- ① 各学期のいじめアンケートの実施
- ② 生徒との定期的な二者面談および三者面談の実施
- ③ 職員研修の実施
- ④ 事案対処のマニュアルの実行
- ⑤ 落ち着いた環境の中での授業の実施

9. 基本方針の検証・修正

本学園「いじめ防止対策基本方針」は定期的に検証を行い、必要があれば理事長・高校校長・中学校長により修正を行い、いじめ防止の一層の向上を図る。